

正文は英文とします。

## (参 考 訳)



国際スワップ・デリバティブズ協会により 2013 年 3 月 22 日に公表された

## ISDA 2013 年 3 月 DF プロトコル契約

International Swaps and Derivatives Association, Inc. (以下、「ISDA」という。)は、当事者が、ISDAから2013年3月22日に公表されたISDA2013年3月DF追加条項(以下、「2013年3月DF追加条項」という。)の一部分を選択的に組み入れることにより、ISDA2013年3月DFプロトコル・マスター契約(以下に定義される。)を締結することおよび/またはプロトコル対象契約(以下に定義される。)の条件を補完することを可能とするために、本ISDA2013年3月DFプロトコル契約(以下、本「プロトコル契約」という。)を公表する。

### 1. プロトコルの使用

(a) 本プロトコル契約第2条に記載された方法により本プロトコル契約を批准する者(以下、「プロトコル参加者」という。)は、本プロトコル契約の別添2またはISDA Amendの実質様式のプロトコル対象契約に関する質問書(以下、いずれの様式においても「質問書」という。)を本プロトコル契約第3条に記載の方法により取り交わすことによって、1つまたは複数の既存のプロトコル対象契約を補完するために、本プロトコル契約の条件を使用することができる。また、プロトコル参加者は、本プロトコル契約第3条に記載の方法により他のプロトコル参加者と質問書を取り交わすことによって、以下に記載のスケジュールを付した2002年版ISDAマスター契約(以下、「ISDA2013年3月DFプロトコル・マスター契約」という。)形式の新たなプロトコル対象契約を締結するために、本プロトコル契約を使用することもできる。後述するように、プロトコル参加者は、プロトコル対象契約に関する本人または代理人とする。

(b) 「プロトコル対象契約」とは、(i)ISDA2013年3月DFプロトコル・マスター契約、または(ii)少なくとも一方がCFTCスワップ組織である二当事者の間の書面によるその他

の契約で、(A)両当事者に適用ある実施日において存在し、(B)各当事者が本人として締結したまたは締結しうる1つまたは複数のスワップの取引の条件を規律するもの、を意味する。「PCA本人」とは、プロトコル対象契約に基づく1つまたは複数のスワップの本人であるか本人になりうる当事者を意味する。「PCA代理人」とは、1または複数のPCA本人の代理としてプロトコル対象契約を締結した当事者を意味する。

(c) プロトコル対象契約は、PCA本人により直接またはPCA代理人により締結された可能性がある。PCA本人がプロトコル対象契約を締結した場合は、当該PCA本人のみが、本プロトコル契約に基づきかかるプロトコル対象契約を補完することができる。PCA代理人がPCA本人の代理としてプロトコル対象契約を締結した場合は、(かかるPCA本人が1つまたは複数のその他のプロトコル対象契約に関するプロトコル参加者であっても)かかるPCA代理人のみが本プロトコル契約に基づきPCA本人の代理としてかかるプロトコル対象契約を補完することができる。

(d) ISDA2013年3月DFプロトコル・マスター契約は、PCA本人またはPCA代理人によって、本プロトコル契約に従い締結される。プロトコル参加者が本プロトコル契約に従いISDA2013年3月DFプロトコル・マスター契約を締結する法的地位は、合致質問書(以下に定義される。)を作成する法的地位と同じである。

## 2. 批准書

(a) 本プロトコル契約の批准は、本第2条に基づき、プロトコル参加者が別添1の実質様式の書類(以下、「批准書」という。)を作成し、代理人としてのISDAにオンラインベースで交付することにより、証されるものとする。PCA本人の立場であるか、PCA代理人の立場であるか、またはその両方の立場であるかにかかわらず、本プロトコル契約への参加を希望する者は、本第2条に基づき、オンラインベースの様式を用いて、単一の批准書をISDAに提出するものとする。ISDAは、ウェブサイト([www.isda.org](http://www.isda.org))上の「ISDA March 2013 DF Protocol (ISDA2013年3月DFプロトコル)」というセクションにおける30暦日前までの通知により(またはその他の適切な手段により)、その単独かつ絶対的な裁量で、本プロトコルの批准期間の終了日(以下、かかる終了日を「批准カットオフ日」という。)を指定する権利を有する。批准終了日以降、ISDAは本プロトコル契約に関する新たな批准書を受け付けない。

(b) 批准書を作成しようとする各プロトコル参加者は、ISDAのウェブサイト([www.isda.org](http://www.isda.org))上の「Protocol Management (プロトコル管理)」というセクションにアクセスし、批准書の様式を作成するために必要な情報をオンラインベースで入力し、適用ある手数料を支払う。各プロトコル参加者は、事前に設定された批准書を、プロトコル管理システムから直接ダウンロードするかまたは電子メールにて受領した後、印刷

および署名し、署名済みの批准書をPDFファイルの形式で添付してプロトコル管理システムにアップロードする。ISDAが署名済みの批准書を承認および受諾した後、プロトコル参加者は本プロトコル契約の批准を確認する電子メールを受信する。

(c) ISDAは、署名の代わりに、活字体による名称またはタイプ打ちされた名称を記載した各批准書の同一証明付コピーを、すべてのプロトコル参加者が閲覧できるように公表する。

(d) 批准書を作成および提出する各プロトコル参加者は、証拠としての効力との関係では、ISDAのジェネラルカウンセル（またはその他の適切な職員）が認証した批准書の同一証明付コピーを原本とみなすことに合意する。

(e) 各プロトコル参加者は、ISDAがその絶対的な裁量で、批准書の批准日時を決定することに合意する。

### 3. 質問書

(a) プロトコル対象契約に関する質問書は、批准書を作成して提出したプロトコル参加者のみが、これを作成および提出できる。複数のカウンターパーティーとの間でプロトコル対象契約の締結または補完を希望するプロトコル参加者は、本第3条に基づき、複数のカウンターパーティーに異なる質問書を交付するために、複数の質問書を作成することができる（但し、義務ではない）。但し、PCA本人たるプロトコル参加者は、同一のプロトコル参加者に複数の質問書を交付してはならず、また、PCA代理人たるプロトコル参加者は、単一のPCA本人の代理としては同一のプロトコル参加者に複数の質問書を交付してはならない。

(b) プロトコル参加者は、本第3条に定められる態様で、質問書を作成し、かかる質問書を他のプロトコル参加者に交付することにより、プロトコル対象契約の締結および／または補完を提案できる。質問書を受領したプロトコル参加者も同様に、かかる提案をしたプロトコル参加者に作成済みの質問書を交付している場合には、かかる受領をしたプロトコル参加者は、ISDA2013年3月DFプロトコル・マスター契約を締結する提案ならびに同契約および既存のプロトコル対象契約を補完する提案を、本プロトコル契約第4条及び第5条に定められる範囲において、いずれもこれを受諾したものとみなされる。本プロトコル契約においては、このような各プロトコル対象契約を「合致PCA」、このような各プロトコル対象契約における双方のPCA本人を合わせて「合致PCA当事者」、合致PCAに関して合致PCA当事者またはその代理が交付した質問書を合わせて「合致質問書」という。疑義を避けるために付言すると、PCA代理人が特定のPCA本人の代理として質問書を交付していない場合、当該PCA代理人は、他のPCA本人に関する質問書を交付していたとしても、当該特定のPCA本人の代理としては、本プロトコル契約に従っ

たプロトコル対象契約の締結または補完を行っていないものとする。

(c) 本プロトコル契約において、プロトコル参加者が他のプロトコル参加者に質問書を交付したときで、その代理を介して質問書を交付した各PCA本人を「交付PCA本人」という。本第3条に定める態様でPCA代理人が質問書を交付する場合は、PCA代理人が当該質問書で特定した各交付PCA本人による交付とみなされる。本第3条に定める態様でPCA代理人に対して質問書を交付する場合は、関係する交付PCA本人から、(i)当該交付PCA本人との既存のプロトコル対象契約を締結する際にPCA代理人が代理したPCA本人に対して、または(ii)交付PCA本人に関して既存のプロトコル対象契約がないときには、PCA代理人が当該交付PCA本人に交付した相互の質問書において指定された各PCA本人に対してなされた交付とみなされる。

(d) 質問書は、本第3条(d)に記載する態様で、批准カットオフ日の30暦日後の日（以下、「合致カットオフ日」という。）までに交付されなければならない。プロトコル参加者への質問書の交付は、当該プロトコル参加者が批准書に記載した方法で交付されたときは有効である。さらに、プロトコル参加者が批准書において行なった選択にかかわらず、かかるプロトコル参加者がISDA Amend経由で質問書を受領する機能を確立するために必要な一切の手段を講じた場合、かかるプロトコル参加者へのISDA Amend経由での質問書の交付は有効であるものとする。

(e) プロトコル参加者は、合致PCAを締結および／または補完する目的で本プロトコル契約を使用するに際して、本契約に明示的に定められている場合を除き、質問書に追加の規定、条件または制約を記載してはならない。

#### 4. ISDA2013年3月DFプロトコル・マスター契約

ISDA2013年3月DFプロトコル・マスター契約を締結することを合致質問書において選択した合致PCA当事者のペアは、それぞれ、以下の(i)か(ii)のいずれか遅く到来する日に、その契約を締結したものとみなされる：(i)少なくとも一方の合致PCA当事者が、(1)改正を含むCEA（以下、「商品取引所法」という。）第1条a(49)およびこれに基づく商品先物取引委員会（以下、「CFTC」という。）規則1.3(ggg)に定義される「スワップ・ディーラー」として、もしくは(2)商品取引所法第1条a(33)およびこれに基づくCFTC規則1.3(hhh)に定義される「主要スワップ参加者」として、CFTCに（正式にまたは暫定的に）登録された日、または(ii)STRD遵守日。また、合致PCA当事者は、下記の諸事項がその契約の（ISDA2013年3月DFプロトコル・マスター契約で用いられる用語としての）スケジュールを構成することに合意したものとみなされる。

(a) **範囲** 本マスター契約は、本マスター契約締結日以降に締結された当事者間のスワップで、(i)既存スワップ契約が適用されず、かつ、(ii)両当事者が清算機関での清算集

中を意図しないものに適用される。「既存スワップ契約」とは、あるスワップに関して、(i)当該スワップの締結時に存在し、(ii)両当事者の支払義務およびその他の条件に関して規定し、かつ、(iii) (書面による合意、口頭での合意、行動指針等をもって) かかるスワップを規律する旨を両当事者が決定した、書面による契約を意味する。本マスター契約は、(i)既存スワップ契約が適用されるスワップ、または(ii)両当事者が清算機関での清算集中を意図するスワップには適用されない。

(b) **スワップ** 本マスター契約において、「スワップ」という用語は、商品取引所法第1条a(47) (改正を含む) およびこれに基づく規則の定義に従う。但し、本プロトコル契約の解釈上、CFTC規則32.3(a)に基づき締結されたコモディティ・オプションは「スワップ」とはされない。また、「スワップ」という用語には、米国財務長官が商品取引所法第1条a(47)(E)に基づく権限により「スワップ」としての規制対象から除外した外国為替スワップおよび外国為替フォワードが含まれる。疑義を避けるために付言すると、「スワップ」にはDCOで清算されたスワップは含まれない。

(c) **準拠法** 本マスター契約は、両当事者が別段の合意をしていない限り、(抵触法の原則を参照せず) ニューヨーク州法に準拠しこれに従って解釈される。

(d) **ペイメント・ネットティング** 書面による両当事者の別段の合意がない限り、「複数の取引間のペイメント・ネットティング」は、本マスター契約第2条(c)との関係では、(1) (ISDA、新興市場取引者協会および外国為替委員会により公表され) 随時補完される1998年版ISDA FXおよび通貨オプション定義集で定義される「FX取引」または「通貨オプション取引」たる各取引に適用され、(2)その他の取引には適用されないものとする。

(e) **ISDA2012年8月DFプロトコル** 両当事者が、ISDAにより2012年8月13日に公表されたISDA2012年8月DFプロトコル契約 (以下、「8月プロトコル契約」という。) を批准し、かつ、(8月プロトコル契約に定義される) 「合致質問書」を交付した場合、本マスター契約は、8月プロトコル契約における「合致PCA」と同じ範囲において補完されるものとする。

## 5. ISDA2013年3月DF追加条項の合致PCAへの組み入れ

(a) **DFスケジュールの組み入れ** 本プロトコル契約第5条(c)の制約に服しつつ、各合致PCA当事者のペアは、以下のように、DFスケジュール1および2ならびにその他の適用あるDFスケジュールを組み入れることによって、実施日時点で各合致PCAを補完したものとみなされる。

(i) (A)当該各合致PCA当事者がCFTCスワップ組織である場合か、知り得る限りにお

いて自らが金融組織であることを合致質問書において示した場合（もしくはその双方である場合）、または、(B)CFTCスワップ組織ではない合致PCA当事者が、合致質問書において、DFスケジュール3を組み入れることにより合致PCAを補完することを選択した場合、もしくは「PCA本人はDFスケジュール3に合意しますか」という質問に回答しなかった場合には、かかる合致PCA当事者は、DFスケジュール3を組み入れることによって、合致PCAを補完したものとみなされる。

(ii) 当該合致PCA当事者の一方が、合致質問書においてDFスケジュールを組み入れることにより合致PCAを補完しないことを選択した非CFTCスワップ組織ではない限り、当該合致PCA当事者は、DFスケジュール4を組み入れることによって、合致PCAを補完したものとみなされる。

(b) データ照合の条件 DFスケジュール4を組み入れることによって合致PCAを補完することを選択した合致PCA当事者のペアに関して、データ照合は、以下のように実行される。

(i) CFTCスワップ組織である両当事者 合致PCA当事者の双方がCFTCスワップ組織である場合には、合致PCA当事者は、DFスケジュール4の第3部にに基づき各合致PCA当事者がポートフォリオ・データを提供することにより、データ照合が実行されることに合意したものとみなされる。

(ii) 確認 合致PCA当事者の一方が、DFスケジュール4の第2部にに基づきポートフォリオ照合を行なうことを合致質問書において選択した非CFTCスワップ組織である場合には、合致PCA当事者は、DFスケジュール4の第2部にに基づき、CFTCスワップ組織がポートフォリオ・データを提供し、非CFTCスワップ組織がかかるデータを確認することにより、データ照合が実行されることに合意したものとみなされる。

(iii) 交換 合致PCA当事者の一方が、DFスケジュール4の第3部にに基づきポートフォリオ照合を行なうことを合致質問書において選択した非CFTCスワップ組織である場合には、合致PCA当事者は、DFスケジュール4の第3部にに基づき、各合致PCA当事者がポートフォリオ・データを提供することにより、データ照合が実行されることに合意したものとみなされる。

(iv) SDRデータ 合致PCA当事者の双方が、DFスケジュール4の第5部にに基づきスワップの関連条件を照合することを合致質問書において選択した場合、DFスケジュール4の第5部が適用される。

(c) 義務の条件 合致PCAに組み入れられた2013年3月DF追加条項の規定に基づく合致PCA当事者の義務の履行は、以下の前提条件に従うことを、合致PCA当事者の各ペアは

合意する。

(i) 合致PCA当事者の少なくとも一方が、(1)商品取引所法第1条a(49)およびこれに基づくCFTC規則1.3(ggg)に定義される「スワップ・ディーラー」として、または(2)商品取引所法第1条a(33)およびこれに基づくCFTC規則1.3(hhh)に定義される「主要スワップ参加者」として、CFTCに（正式にまたは暫定的に）登録されていること。

(ii)

(1) DFスケジュール3に関して、合致PCA当事者に適用されるSTRD遵守日が発生していること。

(2) DFスケジュール4に関して、合致PCA当事者に適用されるPR遵守日が発生していること。

## 6. 効力

(a) 本プロトコル契約、合致質問書、2013年3月DF追加条項に記載された条件に基づき合致PCAを締結および／または補完する合意は、いずれの合致PCA当事者間においても、合致PCA当事者のそれぞれが本プロトコル契約第3条に従って作成済みの質問書を交付した日のうち、遅く到来する日（以下、かかる日を「実施日」という。）において効力を発する。

(b) 本プロトコル契約は、交渉されることなく使用されることを意図しているが、プロトコル対象契約の条件に従いまたは適用ある法律に従いその効力が生じうるプロトコル対象契約に関する修正、変更または権利放棄を阻害しようとするものではない。

(i) 本プロトコル契約を批准するに際して、当事者は追加の規定、条件または制約を批准書に記載してはならず、

(ii) 本プロトコル契約への違反があるものと、代理人としてのISDAが誠意をもって判断した批准の試みは、これを無効とする。ISDAは、このような判断を下したときには合理的に実行可能な限り速やかに関係する当事者に当該事実を通知し、かかる当事者の批准書をISDAのウェブサイトから除外する。

## 7. 表明および合意

(a) PCA本人による表明 合致質問書および合致PCAにおけるPCA本人がプロトコル参加者の場合、当該PCA本人は、かかる合致PCAの当事者である他方のPCA本人に対し、実施日時点で以下の表明を行なう。

(i) **地位** 関連する場合、その設立準拠法に基づき適法に設立され、有効に存続していること、かつ当該準拠法上良好な状態にあること、または、合致PCAにおいてこれと異なる地位を表明する場合、かかる地位を有していること。

(ii) **権限** 批准書および合致質問書を作成および交付する権限、ならびに批准書、本プロトコル契約、合致質問書および（本プロトコル契約により補完される）各合致PCAに基づく義務を履行する権限を有し、また、かかる作成、交付および履行を授権するために必要な一切の行為を行なったこと。

(iii) **違反または抵触がないこと** 上記の作成、交付および履行は、適用ある法令、自らの設立文書、自らもしくはその資産に適用される裁判所その他の政府機関の命令もしくは判決、自らもしくはその資産を拘束もしくは影響を与える契約上の制約に、違反し、またはこれに抵触していないこと。

(iv) **信用補完** 上記の作成、交付および履行は、合致PCAに関する義務についての信用補完書類において自らまたは第三者が負う義務に悪影響を及ぼさないこと。

(v) **同意** 批准書、本プロトコル契約、合致質問書および（本プロトコル契約により補完される）各合致PCAに関し取得していなければならない政府等のすべての同意は、既に取得されており、完全な効力および効果を有し、かつ、この同意にかかる一切の条件が満たされていること。

(vi) **拘束力のある義務** 批准書、本プロトコル契約、合致質問書および（本プロトコル契約により補完される）各合致PCAに基づく自らの義務は、適法、有効で、拘束力を有し、かつそれぞれの条項に従い執行可能であること（但し、適用ある破産、会社更生、支払不能、支払猶予その他これに類する債権者の権利に通常影響を与える法令、および執行可能性に関しては一般に適用される衡平法上の原則の制約を受ける（執行の申立が衡平法上の手続で求められるか普通法上の手続で求められるかを問わない））。

(b) **PCA代理人による表明** 合致質問書および合致PCAにおける交付PCA本人の代理として行為するPCA代理人がプロトコル参加者の場合、当該PCA代理人は、合致PCAの当事者である他方のPCA本人に対し、実施日時点で以下を表明する。

(i) **地位** 関連する場合、PCA本人およびPCA代理人は、それぞれ、その設立準拠法に基づき適法に設立され、有効に存続していること、かつ当該準拠法上良好な状態にあること、または、合致PCAにおいてこれと異なる地位を表明する場合、かかる地位を有していること。

(ii) **権限** 交付PCA本人は、（本プロトコル契約により補完される）各合致PCAを作成および交付する権限、ならびに各合致PCAに基づく義務を履行する権限を有し、また、



かかる作成、交付および履行を授権するために必要な一切の行為を行なったこと。PCA代理人は、批准書および合致質問書を作成および交付する権限、ならびに批准書、本プロトコル契約、合致質問書および（本プロトコル契約により補完される）各合致PCAに基づく義務を履行する権限を有し、また、かかる作成、交付および履行を授権するために必要な一切の行為を行なったこと。PCA代理人は、交付PCA本人の代理として批准書、本プロトコル契約および合致質問書を締結するためのすべての必要な権能を有し、これらに関して交付PCA本人の代理として行為する権能を与える書面による契約または委任状を保有していること。

(iii) **違反または抵触がないこと** 交付PCA本人およびPCA代理人による上記の作成、交付および履行は、それぞれ、適用ある法令、自らの設立文書、自らもしくはその資産に適用される裁判所その他の政府機関の命令もしくは判決、自らもしくはその資産を拘束もしくは影響を与える契約上の制約に、違反し、またはこれに抵触していないこと。

(iv) **信用補完** 上記の作成、交付および履行は、合致PCAに関する義務についての信用補完書類において交付PCA本人または第三者が負う義務に悪影響を及ぼさないこと。

(v) **同意** 批准書、本プロトコル契約、合致質問書および（本プロトコル契約により補完される）各合致PCAに関し交付PCA本人またはPCA代理人が取得していなければならぬ政府等のすべての同意は、既に取得されており、完全な効力および効果を有し、かつ、この同意にかかる一切の条件が満たされていること。

(vi) **拘束力のある義務** 批准書、本プロトコル契約、合致質問書および（本プロトコル契約により補完される）各合致PCAに基づく交付PCA本人およびPCA代理人のそれぞれ義務は、適法、有効で、拘束力を有し、かつそれぞれの条項に従い執行可能であること（但し、適用ある破産、会社更生、支払不能、支払猶予その他これに類する債権者の権利に通常影響を与える法令、および執行可能性に関しては一般に適用される衡平法上の原則の制約を受ける（執行の申立が衡平法上の手続で求められるか普通法上の手続で求められるかを問わない））。

(c) **合致PCA当事者による合意** 各合致PCA当事者は、他方の合致PCA当事者と以下を合意する。

(i) 他方の合致PCA当事者がその合致質問書において「CFTCスワップ組織」であることを選択した場合、かかる他方の合致PCA当事者は、2013年3月DF追加条項との関係で「CFTCスワップ組織」であるものとする。

(ii) 合致PCA当事者による批准や、本プロトコル契約および関連する合致質問書によ

ってなされた補完によって、合致PCAに係る合致PCA当事者間の信用補完書類も、その機能が影響を受けない範囲において、補完されたとみなされること。

(iii) 合致質問書において自らまたはその代理としてPCA代理人により提供されたすべての情報および表明は、2013年3月DF追加条項における「2013年3月DF追加条項情報」であるとする。

(iv) 2013年3月DF追加条項第2.3条に記載された種類の、他方の合致PCA当事者の合致質問書に記載された情報または表明に関する通知の交付との関係においては、他方の合致PCA当事者は、本第3条(d)に基づきかかる合致PCA当事者への質問書の交付が有効となるような方法で、または、2013年3月DF追加条項第2.3条に基づきかかる合致PCA当事者が指定した代替の住所に対して、かかる通知を交付できること。

(v) 2013年3月DF追加条項に関する通知の交付との関係においては（下記(vi)または(vii)に記述される情報に関する場合を除く）、合致PCA当事者に適用される「通知手続」には、当該合致PCA当事者の質問書にかかる通知の交付のために指定されたアドレス宛、またはDF追加条項第2.3条に基づき指定される代替のアドレス宛への、電子メールによる書面の通知が含まれること。これらの書面による通知は、指定されたアドレスに送付された時点で交付されたものとみなされる。

(vi) DFスケジュール3に基づくリスク評価（2013年3月DF追加条項に定義された用語である）の交付との関係においては、合致PCA当事者に適用される「通知手続」には、当該合致PCA当事者の質問書にリスク評価の交付のために指定されたアドレス宛、またはDF追加条項第2.3条に基づき指定される代替のアドレス宛への、電子メールによる書面の通知が含まれること。これらの書面による通知は、指定されたアドレスに送付された時点で交付されたものとみなされる。

(vii) DFスケジュール4に基づくポートフォリオ・データ（2013年3月DF追加条項に定義された用語である）の交付との関係においては、合致PCA当事者に適用される「通知手続」には、当該合致PCA当事者の質問書にポートフォリオ・データのために指定されたアドレス宛、またはDF追加条項第2.3条に基づき指定される代替のアドレス宛への、電子メールによる書面の通知が含まれること。これらの書面による通知は、指定されたアドレスに送付された時点で交付されたものとみなされる。

## 8. 雑則

### (a) 完全な合意; 存続

(i) 本プロトコル契約は、主題に関するプロトコル参加者の完全な合意と理解を構成し、（本プロトコル契約に別段の定めがない限り）これに関するすべての口頭による通

信および事前に作成された文書に優先する。各プロトコル参加者は、本プロトコル契約の批准に当たり、口頭または書面による一切の表明、保証その他の言質に依拠していないこと（本プロトコル契約、批准書または質問書に規定または言及されている場合を除く）、また、これに関してもち得る一切の権利および救済手段を放棄することを認める。但し、本プロトコル契約のいずれの規定も、プロトコル参加者の詐欺行為に対する責任を制限または除外するものではない。

(ii)本プロトコル契約に基づきなされたとみなされるプロトコル対象契約に関する補完を除き、各プロトコル対象契約のすべての条件は、実施日の直前において有効な規定に従い引き続き完全に有効である。本プロトコル契約に明示的に記述されている場合を除き、本プロトコル契約のいずれの規定も、プロトコル対象契約に基づく当事者の権利の放棄または免除を構成しない。

(b) **変更** 本プロトコル契約における事柄に関する修正、変更または権利の放棄は、合致PCAに関して、かかる合致PCAの条件に従ってなされない限り、効力を有しない。

(c) **標題および脚注** 本プロトコル契約、質問書および批准書で用いられる標題および脚注は、情報提供および参考のためのみのものであり、本プロトコル契約、質問書または批准書の構成に影響を与えるものではなく、これらの解釈の際に考慮されるものでもない。

(d) **準拠法** 本プロトコル契約および各批准書は、合致PCA当事者の間において、抵触法の原則を参照せずニューヨーク州法に準拠しこれに従って解釈される。但し、本プロトコル契約により効力を有する各合致PCAに対する補完は、かかる合致PCAに適用される法律に準拠しこれに従って解釈されるものとする。

## 9. 定義

本プロトコル契約において、次の用語は以下に定められる意味を有する。

「**CFTCスワップ組織**」（**CFTC Swap Entity**）とは、質問書においてCFTCスワップ組織となることを選択した当事者を意味する。

「**コモディティ・オプション**」（**Commodity Trade Option**）とは、CFTC規則32.3(a)に基づき締結されたコモディティ・オプションを意味する。

「**信用補完書類**」（**Credit Support Document**）とは、ある合致PCA当事者に関して、合致PCAにおける合致PCA当事者の一方または双方の義務を、そこに定める条件に従い、確保、保証またはその他の方法により裏付けする書類を意味するものとし、かかる書類がかかる合致PCAにおいて「信用補完書類」と記載されているかどうかは問わない。

「データ照合」 (**Data Reconciliation**) とは、2013年3月DF追加条項に定められる意味を有するものとする。

「DFスケジュール」 (**DF Schedule**) とは、2013年3月DF追加条項に付随するスケジュールを意味する。

「ISDA Amend」 (**ISDA Amend**) とは、ISDAおよびMarkit Group Limitedが開発し、<http://www.markit.com/en/products/distribution/document-exchange/registration.page>またはISDAおよびMarkit Group Limitedが示すその他のウェブアドレスにおいて利用可能なウェブベースのプラットフォームを意味する。

「非CFTCスワップ組織」 (**Non-CFTC Swap Entity**) とは、質問書においてCFTCスワップ組織となることを選択しなかった当事者を意味する。

「ポートフォリオ・データ」 (**Portfolio Data**) とは、2013年3月DF追加条項に定められる意味を有するものとする。

「PR遵守日」 (**PR Compliance Date**) とは、いずれかの合致PCAに関して、2013年7月1日（但し、CFTC規則23.502に基づく遵守日が延期された場合には、かかる延期された日）と実施日のうちいずれか遅く到来する日を意味する。

「プロトコル」 (**Protocol**) とは、ISDA2013年3月DFプロトコル契約および関連する書類に基づき、プロトコル対象契約を修正する手順を意味する。

「STRD遵守日」 (**STRD Compliance Date**) とは、あらゆる合致PCAに関して、2013年7月1日（但し、CFTC規則23.504に基づく遵守日が延期された場合には、かかる延期された日）と実施日のうちいずれか遅く到来する日を意味する。

「スワップ」 (**Swap**) とは、商品取引所法第1条a(47)およびこれに基づく規則に定義される。但し、本プロトコル契約の解釈上、コモディティ・オプションはスワップとはされない。また、「スワップ」という用語には、米国財務長官が商品取引所法第1条a(47)(E)に基づく権限により「スワップ」としての規制から除外した外国為替スワップおよび外国為替フォワードが含まれる。疑義を避けるために付言すると、「スワップ」という用語にはDCOにより清算されたスワップは含まない。

## ISDA2013年3月DFプロトコル契約に対する別添1

### 批准書の様式

#### [プロトコル参加者のレターヘッド]

[日付]

拝啓

主題: ISDA2013年3月DFプロトコルの批准

本レターの目的は、International Swaps and Derivatives Association, Inc.が2013年3月22日に公表したISDA2013年3月DFプロトコル契約（以下、「プロトコル契約」といいます。）に関して、「プロトコル参加者」としての我々の批准を確認するものです。本レターは、プロトコル契約に定める批准書を構成します。プロトコル契約に定める定義および規定は、本批准書に適用されます。

我々は、本批准書を提出する際またはその前に、1回限りの手数料として500ドルをISDAに支払うことに合意します。

#### 1. 特定の条件

我々は、ここに、本レターはプロトコル契約に関して我々がISDAに提出した唯一の批准書であることを表明します。

#### 2. 代理人としての任命および免除

我々は、ここに、プロトコル契約という限られた関係において、ISDAを代理人として任命し、さらに、本批准書、プロトコル契約への我々の批准、またはISDAが要求すると想定される行為に起因するまたは何らかの行為から発生する権利、請求、訴訟または訴因等（契約、不法行為その他にかかわらず）の一切からISDAを免責し、ここに免除します。

#### 3. 連絡先の詳細

本批准書との関係のみにおいて（後述の質問書交付の選択肢とは関連しない）、我々の連絡先は以下の通りです。

氏名:

住所:

電話番号:

ファクシミリ番号:

電子メール:

#### 4. 質問書の交付

他のプロトコル参加者は、プロトコル契約第3条に従い、下記の関連するボックスを選択した上で、我々に対して質問書を交付することができます。

その条件に従いISDA Amendを用いて交付する。

書面で作成し、手渡し、クーリエ便、配達証明郵便、書留郵便（海外宛の場合は航空便）その他類似の方法（受領証を要請）にて交付する。

[住所]

[住所]

[住所]

[気付]

ファクシミリにて交付する。

[ファクシミリ番号]

[気付]

電子メールその他の電子メッセージシステムにて交付する。

[電子メールアドレス]

5. プロトコルは、CFTCスワップ組織と（他のCFTCスワップ組織を含む）その他のカウンターパーティーの質問書を「合致させる」ことを可能にするために用意されたと我々は、理解しています。よって、プロトコル運営の一助となるべく、(a)CFTCスワップ組織としてプロトコルに参加する意向であるか、または(b)我々がCFTCスワップ組織として指定する意向のあるPCA本人（正式名称：「」）の代理としてプロトコルに参加する目的でこのレターを提出していることを示すために、このボックスを選択しました。

我々は、ISDAがこのレターの同一証明付コピーを公表すること、およびISDAがこのレターの内容を開示することに同意します。

敬具

[プロトコル参加者]

署名: \_\_\_\_\_

氏名: \_\_\_\_\_

役職: \_\_\_\_\_